

東大和市監査委員告示第1号



地方自治法第199条第12項の規定により、平成26年度第2回定期監査の結果に基づき講じた措置を次のとおり公表する。

平成27年4月21日

東大和市監査委員 尾崎 実

東大和市監査委員 大后 治雄

監査の種類： 定期監査

部 署 名： 子ども生活部 子育て支援課

監査の結果（指摘事項）	改善措置等
<p>(1) さわやかサービス事業補助金の対象経費について</p> <p>東大和市さわやかサービス事業補助金交付要綱では、人件費及び事務費を補助対象経費と規定している。しかし、社会福祉協議会からの申請書には、申請経費として、人件費及び事務費に加え、事業費が計上されていた。</p> <p>上記のような、補助対象経費と申請経費にそごが生じたのは、補助金交付要綱の修正を見落としていたことが原因とのことである。</p> <p>適正な措置を早急に講ずるよう指摘する。</p>	措置の状況
	<p>①改善済み ②改善中(完了目途： 年 月末) ③検討中(終了目途： 年 月末)</p> <p>指摘事項を踏まえて、さわやかサービス事業補助金交付要綱における補助対象経費を明確にするため平成27年4月1日から要綱の一部改正を行った。</p>